

ウィズ／アフターコロナ時代のテクノロジーによる課題解決促進事業委託業務
企画提案競技公募要領

I. 提案募集する業務

1. 業務名

ウィズ／アフターコロナ時代のテクノロジーによる課題解決促進事業委託業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、人類はこれまでに経験したことのない局面に否応なく立ち向かうこととなった。本県のような地方においても例外ではなく、県民生活や事業者等の現場では様々な課題や環境の変化が発生した（あるいは、今なお発生し続けている）ところ。

他方で、ITの進展やSNSの普及等を背景に、様々なプロジェクトが、各地域において自発的に創出されている。例えば、売上が激減し大打撃を受けた飲食業界を救うべく、飲食店のテイクアウトやデリバリー情報をインターネット上で発信するサイトや、県のオープンデータを活用し、県内の感染者数や検査状況等をグラフを用いて視覚的にわかりやすくするサイト等が立ち上がっている。これらは、住民自身が主体となり、テクノロジーを活用して地域の課題解決を図る「シビックテック」の動きであり、コロナ禍において加速してきている状況にあるといえる。

今後、感染拡大の防止と、段階的な社会経済活動の再活性化を両立させていく新たなステージを迎えることとなる中、本事業では、ウィズコロナ、アフターコロナとも言われる新しい時代の様々な課題に対して、県内事業者、技術者によるスピード感と独創的なアイデアをもって、大分県における様々な課題解決を図るべく、IT、IoT等のテクノロジーを活用して課題解決を促進する事業を企画提案公募方式により実施する。

3 業務内容

(1) 課題解決に向けたソリューション開発、リリース

- ・提案者において、大分県における新しい時代の課題を設定し、課題解決に向けたソリューションを開発し、年度内にリリースすること。なお、設定する課題については、以下に例示する課題でも可とする。
- ・課題解決にあたっては、提案内容を踏まえ、県関係部署や関係の事業者、団体等と議論、連携しながら進めていくものとする。

(条件)

- ・IT、IoT等のテクノロジーを活用したソリューションであること。
- ・ソリューションは提案者において開発、リリースし、次年度以降も展開していくものであること。（県に納品し、県が展開するわけではないことに留意すること。また、課題を解決するものであれば必ずしも開発が必要なわけではなく、既存の技術の組み合わせでもよいこと。）
- ・年度内にリリースするものであること。（ただし、年内又は遅くとも令和3年1月からリリースできることが望ましい。）

- ・次年度以降も、当面の期間（1年間程度）は、県民や県内事業者が無料あるいは廉価で使える等、県内の課題解決及び普及拡大に向けた措置をとること。

（課題テーマ、課題の例示）

- ・募集する課題の分野については、以下の①②③の3つとし、以下に例示する課題以外での提案も可とする。

① Next Life 新しい生活

（課題の例）

- ・子ども・子育て関連施設（保育園、放課後児童クラブ等）での3密対策や、喚気および熱中症対策
- ・保護者・保育者等のマスク着用が乳幼児の情緒発達に与える影響（声が届きにくい、感情が伝わりにくい。）

② Next Business 新しい事業活動、事業所

（課題の例）

- ・徐々に経済活動を再活性化させていく中で、様々な施設や場所での感染症拡大防止対策を助ける廉価で簡単な手段、方法

③ Next Community 地域のつながり

（課題の例）

- ・地区の寄り合いや外出の機会が減っている中での小規模集落等における高齢者の見守りや交流促進

（2）報告書、計画書の作成

- ・委託期間内に上記（1）の実績をまとめた報告書及び次年度以降の展開を記載した計画書を作成、提出すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

5 限度額

1件あたり2,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）以下とする。

6 提案募集数（想定）

5件

7. 提案参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- （1）県内に本社を置く事業者（県内に主たる事業所や住所を置く個人事業主やフリーランスを含む。）または当該事業者を代表とするコンソーシアムであること
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

II. 提案審査への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

1. 募集期間

令和2年6月4日から令和2年6月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

2. 提出書類

以下（1）～（5）を各1部（1枚）ずつ提出するものとする。紙のサイズはA4サイズとする。

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式1） 【必須】
- (2) 企画提案書（様式2） 【必須】
- (3) 事業費積算書（様式3） 【必須】
- (4) 誓約書（様式4） 【必須】
- (5) プレゼン動画（MP4形式）を格納したメディア（CD-R、DVD-R 又はUSBメモリ）
1枚（1個）【必須】

※プレゼン時間は10分以内とすること。 ※上記メディアに提案者名を記載すること。

(6) プレゼンスライド等の説明資料（提出任意）

3. 提出方法

下記提出先へ直接持参または簡易書留郵便等により提出すること。

※郵送等の場合は令和2年6月30日（火曜日）午後5時15分必着

4. 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館7階）

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室

5. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問票（様式5）」により、Eメールにて令和2年6月24日午後5時までに照会すること。なお、Eメール送信した後、念のため、その旨を大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（TEL：097-506-2062）へ、電話で連絡すること。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）以内に、大分県ホームページの以下の場所に掲載する。

(1) 質問提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦室

E-mail：a14270@pref.oita.lg.jp

(2) 回答の場所

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・先端技術挑戦室

6. その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式6）」を提出すること。

Ⅲ. 審査について

1. 審査方法

提出された書類や動画をもとに、別に定める提案競技審査委員会で審査し、予算の範囲内で優秀な提案を選定する。

2. 審査基準

- ・設定した課題に対して、企画提案の内容が優れており、効果的な課題解決が期待できるか。
- ・企画提案内容の実現性はあるか。
- ・事業終了後も、提案者において継続して取り組み、県内に普及拡大していくことが期待されるか。
- ・事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。

IV. その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

V. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（担当：高倉）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2062

FAX 097-506-1728

メール a14270@pref.oita.lg.jp

